

熊屋久第2-26-4号

平成28年 6月27日

屋久島町長 荒木 耕治 殿

鹿児島県熊毛支庁長 寺園 直喜

口永良部漁港向江浜地区の立入禁止等について（お知らせ）

口永良部漁港向江浜地区については、平成27年12月24日付け熊屋久第2-26-15号により立入及び船舶の係留を原則禁止しているところですが、平成28年6月14日、気象庁は、噴火警戒レベル5（避難）からレベル3（入山規制）に引き下げました。

貴職におかれましては、平成28年6月25日午前10時をもって、前田地区及び向江浜地区については避難指示を解除するとともに、口永良部島新岳火口から2km以内と向江浜地区については、災害対策基本法第63条に基づき、同日、同時刻から警戒区域を設定されたところです。

このため、同漁港向江浜地区については、引き続き、立入及び船舶の係留を原則禁止することとします。

連絡先

屋久島事務所総務企画課

用地管理係

担当：丸野

電話：0997-46-2211